

この間、自治体では公立病院や社会教育施設に積極的に導入してきたが、仙台のスポパーク松森の天井崩落事故を皮切りに、福岡市のタラソ福岡、コンテナターミナル、名古屋市のイタリア村等で破綻が相次いでいる。高知療医センターや近江八幡医療センターでも問題が噴出し、近江八幡では遂に市が契約を解除し、結果的にはそれを申し入れた市側が企業に損出補償として20億円も支払う事態になっている。

こうしたこともあって総務省は、緊急に政策評価を実施し、事業の問題点、課題を指摘し、注意を喚起した。経団連も「現状を放置すれば我が国のPFIの先細りは避けがたい」と危機感をあらわにし、自らは反省せずに国に法

(制度)改正を要求している。制度運用でも、例えば桑名市では市立図書館を中心とする複合施設にPFIを導入し、図書館業務では特定目的会社に図書館流通センターが参加し、そこが図書館業務を全面的に委託している。神奈川県では「花と緑のふれあいセンター」の設置にあたってPFIと指定管理者制度をセットで

導入し、特定目的会社を指定管理者にしている。まさに民間化の手法を一体的、複合的に運用し、施設の設計、建設、維持管理、事業運営全般を丸ごと民間に委ねている。

こうした状況の中で、この11年間で地方公務員は約41万人、集中改革プランが実施された5年間では目標を上回る23万人も削減され、公務部門で非正規・不安定労働者を大量に作り出されている。端的に言えば、住民の暮らしや福祉、医療、教育、雇用、生涯学習、能力開発などに係る自治体本来の役割、機能を徹底して縮小し、民間に委ね、解体している。

《いま、自治体の民間化、市場開放はどこまで進んでいるのか》 ②

「新成長戦略の目玉、総合特区法の制定とPFI法改正について」

更に民主党政権になって新たに創設、抜本改正された2つの制度について、その特徴を説明し、行政の民間化がどこまで来ているのかという事実を明らかにし

ておきたい。

「総合特区法とは何か」

この制度は、これまでの構造改革特区制度と異なり、総合特区内では複数の規制緩和を認め、財政、金融、税制上の支援措置をして、企業の国際競争力の強化、地域活性化を図る施策を総合的、集中的に推進していくものである。まさに規制緩和の解放区をつくるようなものである。

特区内の規制の特例措置は、今回、法律に明記されたものは10項目で、例えば

①民間事業者に特養ホームの設置、運営を認める。

②建築基準法で禁じている工業地域に病院やホテルを建てることを認める。

③工場立地に伴う緑地併設面積基準の緩和。

などである。しかし、事前の調査では、地方自治体、企業・団体からは規制の特例措置だけでも2000件以上提案されており、政府側も今後、どんどん増やしていくと述べており、予断を許さない。

財政上の措置では、計画の実現を支援するため、各省の予算制度

での対応が可能になるまでの間、総合特区推進調整費(151億円)を機動的に補完するとし、国際戦略特区には1地区20億円も交付される。金融上の措置では利子補給金を支給する総合特区支援利子補給金を設け、税制上も優遇措置がされる。

このように、総合特区制度は、規制緩和を徹底し、税制、財政、金融上の措置を総動員し、財界の要望に沿って企業の国際競争力強化を支援し、地域では民間事業者のビジネスチャンスを拡大、支援するものである。自治体側にも一定の期待感があり、申請が続出しているが、改めてその内容を精査し、持続可能な地域再生、経済振興に向けた政策に転換させていくことが必要である。第一回指定では国際戦略特区7、地域活性化特区26が指定を受けた。

「PFI法の抜本改正でどうなったのか」

これは今後10年間で我が国のPFIの事業規模を倍増させることが目的になっている。政府は①国・地方とも厳しい財政状況にあり、国の公共事業関係費はピー

ク時の 9.7 兆円（1997 年度）から 5.0 兆円（2011 年度）に約半減している。

②高度成長期に建設した施設が老朽化しており，東日本大震災の復興も含め社会資本の整備・更新が必要である。

③そのため民間の資金や創意工夫を最大限活用することが必要であると述べている。

財界も東日本大震災を絶好のチャンスと捉え，「復興に民間参入を」と檄を飛ばし早期改正を迫ってきた。

法改正（2011 年 5 月成立）の主な内容は次の通りである。

1つは，P F I の対象施設を従来のインフラ整備や庁舎，病院，住宅，教育文化施設に加え，船舶，航空機，人工衛星（運行に必要な施設も含む）なども追加したこと。

2つ目は，民間事業者による提案制度を導入したことである。従来は，国，地方自治体の発意，主導により P F I 事業を実施してきたが，改正で民間事業者も P F I 事業を計画し行政に提案できるようにしたことである。

3つ目は，コンセッション方式を導入し，施設所有は公共側に残

すが，民間事業者にインフラの事業運営や開発に関する権利を長期間にわたって付与（売却）することができるようにしたことである。事業運営権とは空港や道路などのインフラを整備，管理，運営し，料金を徴収できる権利で，運営権は物権として扱われ，譲渡，抵当権の設定ができる。

4つ目は，民間事業者にノウハウを伝達し，P F I 事業の円滑な遂行を図るため，公務員の派遣などの配慮規程を設けたことである。

この法改正のどこが問題なのか，私は大きく分ければ次の2つに集約されると思う。

1つは，本来，公共施設の所有者である国や自治体が責任を持って行うべき施設の運営を民間事業者に“物権”として開放したことである。政府側は

①これまでは運営面で民間事業者の自由度が高くない。

②需要変動リスクを負うという特性を反映した資金調達整備がされていない。

③運営権を独立した財産権とすることで抵当権の設定等が可能になり，資金調達が円滑になる。

2009 年，指定管理者制度の運用を見直すガイドラインを市議会に提出。内容は「管理者を選定し直すごとに委託先が変わると，運営や雇用などが不安定になるため，非公募施設を拡大する。」

・水戸市

2011 年度，市の障害者施設，スポーツ施設，公園などを管理運営している指定管理者は公募せず，これまでどおり外郭団体に今後 5 年間委託する方針を明らかにした。その理由として市当局は「・・・職員が多数在籍し，職員の処遇に考慮する必要がある」と答弁している。

・盛岡市

制度の導入に当たって当初から公募によらず管理者を指定する施設及び理由を策定し，それを踏まえて，「利用者の利益の保護が特に優先される」施設などは公募から除外している。

このほかにも指定期間を原則 3 年から 5 年にする，一定の人件費水準を担保する，モニタリング制度を導入するなどの措置が全国各地で行われている。

もともと自治体は「公の施設の設置の目的を効果的に達成する」責務がある。指定管理者制度の適用は，そのために必要であると認められるときに限定的に定められている（地方自治法 244 条の 2 第 3 項）もので，直営が原則である。経費削減などを主な目的に行うのは違法である。

（ ※関連記事として本会報の該当部分—指定管理者制度，公務の民営化，外部化【特に 7 ページ以下など】—参照 ）

今日の地域主権改革，自治
体構造改革にどう取り組む

角田 英昭(その4)

「P F I」
も大きな問題になっている。

関連記事（2013/2/14「東奥日報」）によると、市議員有志でつくる「議員報酬に関する検討会」が、期間を限定して一定の報酬削減をすることを定める付則を、現行の市特別職給与条例に盛り込む方向で調整していることが13日、複数の市議への取材で分かった。としている。削減期間は今年4月1日から、現在の市議の任期が満了する2014年11月25日までとする予定だが、報酬の削減額自体は決まっておらず、検討会の協議などを踏まえて今後、確定させるという。これを受けて、同検討会が一時検討していた、給与条例の条文に「(報酬額は)議員が定める」との文言を付け加える案は取りやめる方向となったとしている。

◎ 指定管理者、委託先変更で解雇(正職員9人、パート28人)。

市民体育館など7体育施設の運営委託先を、来年度から変更する提案が可決され、これまで指定管理者としてきた市の第3セクターでは人員整理が行われることになった。これらの施設で働いてきた正職員9人、パート28人の計37人が人員整理の対象になる。新たな指定管理者になったのは「スポーツネット青森」(代表者、角広)。

これまでは青森市が100%出資した第3セクターに運営を委託してきたし、指定管理者選定では、非公募として扱ってきたもの。ところが、2010年度の外部監査の指摘があったとして公募対象に含めることにした。指定管理者制度をめぐる種々の問題が指摘されており、国や自治体でも是正や見直しの動きもある。

《国の是正措置》

・総務省自治行政局長通知(2010年12月28日)「指定管理者制度の運用について」

「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり・・・、選定にあたって・・・雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意すること。」

《自治体の見直しの動き》

・札幌市

④運営権の譲渡が可能となり投資家のリスクが低下すると述べている。

要は民間事業者が参入しやすい条件整備を図るものである。なお地方自治体が運営権を設定する場合は、条例等の制定、議会の議決が必要になる。

2つ目は、民間事業者による提案制度の導入である。政府側は①現在、PFI事業を実施しているのは全国の自治体のうち約1割程度しかない。

②民間事業者の参入意欲が掘り起こされていない。

③提案制度で事業者の創意工夫が生かされる。行政側がPFI事業を検討するようになる。計画を放置できなくなる。と述べている。これは民間主導で自治体を実施、拡大を迫るもので、自治体には民間提案に対する回答義務まで課している。

まさに参入大企業には至れり尽くせりの措置であり、自治体には民間主導で市場開放を迫るものである。自治体のあり方、姿勢が問われる。これに歯止めをかける必要がある。

「公務の民営化、外部化にどう取り組む」

では、こうした行政の民間化、外部化にどう対処していくのか、ここでは指定管理者制度を事例にして若干検討したいと思う。

時間の関係で詳しい話はないが、私の書いたブックレット「今こそ指定管理者制度の抜本見直しを」を後で是非読んでいただきたい。

まず、公の施設とは何かということである。それは「住民の福祉を増進する」ために設置されたものであり、その趣旨にそって管理・運営されているかが問題になる。ところが総務省の調査によれば、2006年度以降の3年間で指定取消し、業務停止、期間満了取り止めが2100件に激増している。その理由は、管理者の経営困難や施設の見直し、あるいは業務不履行や不正などである。結果として当該施設の半数近くが休止・廃止、民間譲渡に追いやられている。ここには自治体のリストラ優先、安易な制度適用、委託料の削減、専門性の軽視、制度移行後の責任履行の欠如などが顕著に見られる。

2013年2月19日 第71号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

自治研

情報（青森市議会関連）

◎ 議員報酬削減案否決（青森市議会）。

昨年の12月市議会に、青森市議会議員の報酬月額を15%削減することなどを盛り込んだ改正条例案が、12月25日、本会議に提出されて、共産会派を除く反対多数で否決された。

これは青森市特別職報酬等審議会で、市議会議長、副議長、議員の報酬を2013年4月から一律15%引き下げることに加え、議員報酬が9年あまり見直されなかった状況を指摘し、「少なくとも2年ごとに検討する機会をもつことが望ましい」という付帯意見を付して答申されたもの。議案は共産党と一部議員の賛成のみで、賛成10、反対30で否決された。（関連記事「会報」No. 69参照）。

この議案が否決された後、市議会から、議員間討議によって報酬額を決定することを目的とする決議が出され、共産党と一部議員を除く賛成多数で可決された。決議に反対討論を行った共産党の藤原市議は「自分たちだけで報酬額を決定することになれば、お手盛りとの批判は免れない」と指摘した。

その一方、これを契機に社会福祉施設や文教施設等では直営に戻す事例も増えている。その意味では自治体でも制度運用の見直しが始まっている。こうした動きは総務省側にもある。それはあくまで制度維持のためだが、指定管理者制度が「コストカットのツールになっている」「自治体が官制ワーキングプアーを大量に作ってしまった」「本来この制度になじまないような施設（図書館など）にまで指定管理の波が押し寄せている」（2011年1月・片山総務相会見）と指摘し、自治体に制度運用の是正を通知している。

また、そこで働く労働者の問題についても同様だ。少なくとも全体では百万人以上いるわけだが、その人たちの多くは3年とか5年ごとに再指定という形で自分の身分、雇用が継続されるのかの瀬戸際に立たされている。指定が受けられなければ解雇、雇止め等が現実化する。これでは将来設計も描けないし、安定的、継続的な運営ができず、専門性も蓄積されない。公の施設としての本来的な役割も果せない。

こうした中、最近是指定期間を

3年から5年にする、再指定もこれまで良好に運営されていれば公募、再指定の手続きは取らず継続指定とする、労働者の賃金も申請段階で一定水準以上の金額を例示する、公契約条例の対象として最低賃金を設定することなどの改善措置が行われている。これらはまだ初歩的な成果だが、こうした前進面を全国に広げ、それを抜本的な制度改善に繋げていくことが重要である。社会福祉施設や文教施設など公共性の高い施設では、この制度を適用させない法改正も必要である。（ブックレットに具体案を提起しているので参照していただきたい）。

会費納入のお願い

| | | |
|------|----|---------|
| 個人会費 | 正 | 3,000円 |
| | 賛助 | 1,000円 |
| 団体会費 | 正 | 10,000円 |
| | 賛助 | 5,000円 |

振込用紙を同封します。行き違いになったときは、ご容赦を！